

第3回ITU-T SG3会合報告



KDDI株式会社 技術企画本部 標準化推進室 マネージャー ほんどう えりこ 本堂 恵利子

1. SG3概要

ITU-T SG3は、T（標準化）セクターにあるSGの1つで「料金及び会計原則」を取り扱う。近年の参加者層は途上国からの政府や規制官庁の方々が9割近くを占め（2019年4月会合の状況、図参照）、それらの国々が属するSG3傘下の地域会合で検討を行った上で、SGに積極的に寄書を提出している。2017-2020研究会期第3回会合（2019年4月23日～5月2日）がジュネーブで開催され、49か国から101名の

参加があった。日本からは総務省料金サービス課、NTTドコモ、IJJ、KDDIが出席し、このうち、KDDIの津川清一氏がSG議長を務めている。本稿では同会合の様子をご紹介します。

2. 3件の勧告を採択

前回会合で合意した3件の勧告案の採択手続を実施した。SG3で作成される勧告は政策的・規制標準化のため Traditional Approval Process (TAP) の対象となる。TAPは、SGでの勧告文言合意後に郵便投票と呼ばれる各国主管庁への文書での承認確認が実施され、回答の70%が賛成であれば勧告はその後に開催されるSGで採択となる（研究期の最終SGで文言合意の場合はWTSAで採択）。

今回は郵便投票にて表1のようなコメントが出たことから、SGでの採択手続前に各担当WPにて再度文言修正等が検討され、MFS勧告の文言がいくつか修正された（詳細下記）。最終的にいずれの国も、各勧告の採択を妨げることはなかったが、留保及び勧告適用対象外を表明した国が日本を含めいくつかあった。

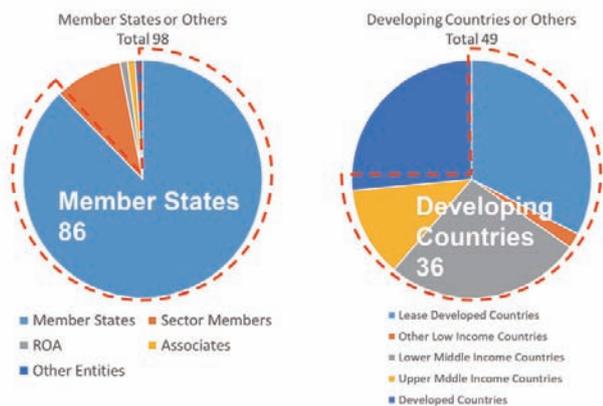


図. 参加者層

表1. 勧告採択前の郵便投票への各国のコメント

勧告の番号	タイトル	コメント国	コメント内容	留保	対象外
D.198	Principles for unified format of price/tariffs/rates-lists used for exchanging telephone traffic	トリニダード・トバゴ	エディトリアルなコメント	無し	無し
D.262	Collaborative framework for OTTs	トーゴ	途上諸国にとって本当に役立つものか疑義がある（勧告採択を妨げるものではないと議場でコメント）	カナダ、日本、英国、米国	
		米国	留保を表明		
		英国 カナダ			
D.263	Costs, charges and competition for Mobile Financial Services (MFS)	トリニダード・トバゴ	エディトリアルなコメント	カナダ、英国、米国	
		米国	MFSはGATSの基礎的通信、WCIT/WATTCの公的通信に当たらないため、勧告より技術文書が相応しい		
		英国	日本では規制の対象外となる部分の削除（日本の規制との整合性担保）		
		日本	*このほか、日本はITUによる会合レポートに、ITUのマンデートを遵守した今後のMFSに関する議論を要望する旨コメントを残している。		
トリニダード・トバゴ	エディトリアルなコメント				
カナダ	ITUのマンデート外の内容を含むため、勧告より技術文書が相応しい				



3. 1件の勧告に合意

今回の会合で勧告案D.264 (D.SpectrumShare) Shared use of spectrum and telecommunication infrastructure as possible methods for enhancing the efficiency of telecommunicationsに合意した。今後TAPを経て次回SGで採択される予定となっている。本勧告は、ロシアが提案元で2016年3月から検討を重ねたものである。周波数や通信設備の共用をITU-Tで勧告化する意義につき議論を何度も重ねた上で、本勧告の趣旨として、共用による経済的側面に鑑みることや、共用相手先に対する非差別性の必要性について書かれたものとなった。

4. 7件の新規ワークアイテム

今回のSGにて7件の新規ワークアイテムが設定された(表2)。

このうち、インドがダブルチャージングの研究を提案した。事業者間の国際精算において、電気通信事業のライセンス料が収益に対する割合で課されているような一部の国では、ライセンス料の計算に際し、事業者間の支払いを収入から控除したりしている状況があるという。この分析と、問題点明確化の活動が予定されている。

また、IoT/M2Mのローミングに関するレポート及び勧告の作成が予定されている。ローミング料金については前研究会期で時間をかけて議論を実施し料金低廉化に関する勧告を2件 (D.97、D.98) 作成したが、その効果や勧告遵守の状況について今後調査することになっており、その調査結果は今後のIoT/M2Mローミング研究に影響を及ぼすと考えられる。

5. IoTに関するセッションの開催

前述のように、IoTの発展のためにSG3が果たすべき役割に関心が集まっていることから、今回の会合期間中にITU-T局長によるセッションが開催された。資料はSG3のサイトに掲載されているため、興味のある方はアクセスされたい (TD150-PLN、TIESアカウント要)。

6. 主要議題の議論の様子

【WP1】

(1) 課題1 国際通信サービスの課金、計算及び精算メカニズムの発展 (新サービス)

中国を中心としたアジア諸国より、コネクテッドカーサービスのビジネスモデルにつきSG3で研究したいと寄書C241にて提案があった。会合にて具体的な検討項目の相互理解に努めたが、今回はワークアイテム化するには至らなかった。この分野については通信業界ではなく車業界のビジネスと考えられるとの意見や、国際間で検討すべき項目が不明確、との意見がいくつかの国からあった。本件は今後のラポータ会合等の機会を活用し、時間をかけて検討可否について議論することとなった。

(2) 課題13 多国間の地上電気通信ケーブルに関する精算協定の料金、課金問題に関する研究

本課題にて中国は一带一路構想実現を目途とし、ITU-T勧告を活用した地上ケーブル (一帯) 接続における関係国間の調整円滑化を図ろうとしている。昨年のラポータ会合後改訂された勧告案に対し、米国が寄書C299にて、勧告にある精算モデルには欠点があり、実際には途上国にソリュー

■表2. 新規ワークアイテム

課題番号	タイトル (略称)	上段: エディター, 下段: 支持国
Q2	STUDY_double charging	インド カメルーン、中国、SONATEL (セネガル)
Q3	STUDY_IMT2020 MVNOs	クウェート バーレーン、中国、コモロ、エジプト、ガンビア、インド、ジョルダン、クウェート、モロッコ、オマーン、パレスチナ、サウジアラビア、スーダン、チュニジア、UAE、Etisalat (UAE)
Q3	STUDY_Digital Transformation	クウェート バーレーン、中国、コモロ、エジプト、ガンビア、インド、ジョルダン、クウェート、モロッコ、オマーン、パレスチナ、サウジアラビア、スーダン、チュニジア、UAE、Etisalat (UAE)
Q6	STUDY_D52 Guidelines	ジンバブエ、SONATEL(セネガル) カメルーン、中国、コートジボワール、ハイチ、エジプト、マリ、サトメアフリカ、ジンバブエ
Q7	TR_IoT M2M roaming	バーレーン ジョルダン、パラグアイ、ルワンダ、チュニジア、ジンバブエ
Q7	D.IoT/M2M Roaming	バーレーン インド、チュニジア
Q12	STUDY_Direct Carrier Billing	エジプト バーレーン、ブラジル、コートジボワール、ガンビア、ハイチ、ジョルダン、インド、クウェート、モリタニア、サウジアラビア、チュニジア

ションをもたらさないとの指摘を丁寧に説明している。現在の該当の勧告草案では、ケーブルの距離に比例したコスト割当てモデルをベースとしたフレームワークがあるが、ケーブルの距離は利用帯域量と必ずしも比例しないことから、多量のトラフィックを流さない国であっても、多国間比におけるケーブルの距離が長ければそれに相当するコスト負担を求められる。このことを具体的な国名及びケーブルの距離想定を用いて米国寄書は説明している。今回の会合では本勧告につき具体的な進捗はなく、今後のラポータ会合で継続検討される。

【WP2】

(3) 課題12 モバイルファイナンシャルサービス (MFS)

1) 勧告D.263改訂に関する検討

前回会合で本勧告の文言に合意後、いくつかの国から通信主管庁の所掌範囲に関するコメントが出ていることから、WP2で再度合意可能な文言を検討することとなった。8項 (Principles for determining MFS charges)、9項 (Enabling a competitive landscape) と冒頭のScopeの部分が主な編集の対象となった。当初、英国がコストに関わるスタディが不十分として8項全体の削除を提案したがこれは受け入れられなかった。cost orientedという表現の修正 (例: competition-driven/based) と、cost orientedの対象となる料金の範囲はホールセールカリテールも含むのか、というところで議論となり、国によって規制当局の介入範囲やその考え方が異なることが改めて浮き彫りになった。最終的にtelecommunication charges according to national regulatory frameworksという文言が追加された。また、8項にはリテール料金検討の際、貧困層への対処を推奨する部分があるが、この部分の必要性を再認識した上で、規制化は各国裁量でできるよう勧告の文言を修正した。9項は、通信の規制官庁が関わる事柄であることを明確化し、料金設定や競争、消費者保護に関する条文を再度見直し、全体の整合性を図った。Scope部分からは、各国によるMFS全体俯瞰を漏らすべきでない、とのネガティブな表現が削除された。

2) デジタルファイナンシャルサービス (DFS) に関するレポート9件を発行

TSAG傘下にあったフォーカスグループで検討されたDFS

に関する成果文書をSG3の活動に資するものとして、レポートとして発行することとなった。

3) MFSに関する残存ワークアイテム

今回採択された、D.263勧告のほか、①MFS代理店ガイドライン、②MFS消費者保護、③Eマネー発行者ガイドライン、④MFSにおける競争のためのインターオペラビリティ、⑤MFSトランザクションコストモデル、⑥通信規制官庁・中央銀行間のMoUガイドライン、のワークアイテムがある。これらは採択されたD.263の添付もしくは補遺文書として今後検討していくことが望ましいとの方向性になっている。

4) ダイレクトキャリアビリングに関する新規ワークアイテム

エジプトがモバイルペイメントのツールとしてダイレクトキャリアビリング*の概要を理解し、その経済的影響と規制要素を研究する必要があると寄書C307で提案した。研究は支持され、新しいワークアイテムとなった。各国からの経験共有が求められ、成果物は各国の事例紹介を含むレポートが予定されている。

(4) 課題3 国際通信サービスの効率的な提供に関する経済的及び政策的要因の研究

中東諸国より、MVNOを考慮した5G関連政策につき、SG3でレポートをまとめることが寄書C249で提案され、新しいワークアイテムとなった。5Gの発展において、MVNOは5Gによる特定のアプリケーションやネットワークの要件を満たし最適化させるような新たなビジネスを生み出すであろうことから、そのための有効な政策環境作りのため、SG3は適切な手法を研究するべきとの主張である。

そのほか、課題3の中では、将来のデジタルトランスフォーメーション規制に関するレポート作成が新たなワークアイテムとして設定された。中東諸国とインドから本件を提案する寄書が出ているが、具体的なレポートの内容は今後検討される。

【WP3】

(5) 課題6 国際インターネット接続性

本課題については、勧告D.52 (Establishing & connecting regional internet exchange points to reduce cost of Int'l Internet connectivity) の実装ガイドライン作成が新たなワークアイテムとなった。SG3では2000年頃から、主に途

* キャリアビリング: 携帯電話等の電気通信事業者が、通話料と合わせてコンテンツの利用や課金ほかを徴収するサービス



上国が先進国側と接続する際の国際インターネット接続コストを削減したいと主張し、様々な検討が繰り返されている。本件の進捗により、途上諸国の国際インターネット接続に関する問題が減少し、デジタルデバイド解消につながる事が期待されている。

(6) 課題11 ビッグデータ及びデジタルアイデンティティの経済的及び政策的側面

本件についてはインドが提案元として勧告作成に尽力しているが、特にデジタルアイデンティティ勧告について英国、米国、カナダが強い懸念を表明している。デジタルアイデンティティは、国のポリシーやデジタル個人認証基盤のような各国の主権に関わることであり、国際電気通信設備との連携、国際レベルでのユニバーサリティの点においてその実現困難性が指摘された。今回の会合では、SG13や17で扱っているX及びYシリーズの関係する勧告の内容を、SG3での勧告ドラフトに必要な応じて盛り込むことが米国より提案され合意事項となった。次回SG前のラポータ会合で、具体的な検討を実施することが予定されているが、勧告化には未だ意見が対立している。

【WP4】

(7) 課題9 OTT等の新サービスが国際通信サービスやネットワークに与える経済的規制的影響

本課題は、通信事業者と競争するサービス等を展開するOTTとの関係をどう持つべきか、主に途上諸国の政府・規制官庁が模索し、その在り方（ライセンス、料金設定、

税制等）の整理や、サービスのセキュリティ・消費者情報の安全性等、負の影響を回避する方法について必要な取決め・国際的な共通項目をITUで定めるため、前研究期後半より継続検討していたものである。前研究期でも個別のラポータ会合で協議され、その後今回のSG前のラポータ会合でも、米国をはじめ、英国、カナダ等が本件を注視し、勧告の必要性を改めて問う意見を述べる国もあった。今回のSGで最終的に採択された勧告のほかにも、①OTTサービスにおける消費者保障メカニズムと保護、②想定されていないOTT着信による通信事業者の収入減及び消費者のデータ残量搾取の問題（OTT Bypass）、③OTTとMNOとのパートナーシップガイドライン、が残存ワークアイテムとなっている。①の成果文書はほぼ出来上がっている状態で、次回ラポータ会合にて最終的な文書レベル（新たな勧告か、その他）が決定される。その他アイテムについても多くの寄書が提出され、OTTに関する熱い議論が次回最終会合まで継続されることが予想される。

7. 今後の予定

今回のSG3より、WTSA20に向けた議論を開始した。副議長のエジプトが中心となり、SG3のマンデートと課題をレビューし、次回会合に向けてメーリングリストを使った個別の協議を重ねていくこととなった。SG3の課題は現在13あり、今後どのようにそれらを扱っていくかが検討される。

次回SGは表3のとおり、2020年春以降に予定されている。その前にラポータ会合を開催し、主要議題の詳細な議論が展開される。

■表3. 今後の会合予定

会合名	開催地（予定）	日程（予定）
Regional Group for Eastern Europe, Central Asia and Transcaucasia	未定	(前回会合：2019年5月)
Regional Group for the Arab Region	チュニジア	2019年9もしくは10月
Regional Group for Asia and Oceania	スリランカ	2019年10月2-4日
Regional Group for Africa	トーゴもしくはガンビア	2020年1もしくは2月
Regional Group for Latin America and the Caribbean	未定	(前回会合：2019年2月)
Rapporteur Group Meetings: Q1 (on international aspects of Universal Service), Q2, Q3, Q7, Q9, Q10, Q11, Q12, Q13	ジュネーブ	2020年1月20-24日（予定）
e-meeting		(未定)
SG3	ジュネーブ	2020年3月31日-4月9日（もしくは6月）